

NPO 法人ふらっとサポートとよなか 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ふらっとサポートとよなかという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、豊中市を中心に、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯に対して、生活上の悩みや不安に関する相談の機会を提供し、高齢者が安心して暮らせる環境を整え、尊厳ある自立した生活が維持できるよう支援することを通じて、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者の医療・福祉・住宅（居住）・見守りに関する相談支援事業
- (2) 高齢者の権利擁護に関する相談支援事業
- (3) 高齢者の日常生活に関する相談支援事業
- (4) 高齢者の保有資産の有効活用及び処分に関する相談支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印、もしくは署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 牧里 毎治

副理事長 川井 絢子

理事 阪本 千夏

監事 坂梨 雅美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 賛助会員会費 年額 1,000 円

役 員 名 簿

NPO 法人ふらっとサポートとよなか

[illegible]

設 立 趣 旨 書

NPO 法人ふらっとサポートとよなか
設 立 代 表 者 牧 里 毎 治

1 趣 旨

近年、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、豊中市においても生活相談支援の必要性が高まっている。高齢者の孤立が進むことで、医療や介護の手続きが困難になったり、日常生活に支障をきたしたりするケースが増えているにもかかわらず、これらの課題に対する十分な支援が行き届いていないのが現状である。そのため、身寄りがない方や、家族・親族と疎遠で頼ることが難しい方々が、安全で安心な生活を送るための支援体制の強化が喫緊の課題となっている。

そこで当法人は、医療や介護が必要な高齢者が適切な施設やサービスを利用し、必要な情報を得ることを可能にするため、相談窓口を設けることで、医療・福祉・住宅に関する相談支援を行いたい。また、高齢者の権利擁護の観点から、身元保証や入退院時の手続き代行、医療同意の支援、緊急時の対応などを行うことで、高齢者が適切な医療・福祉サービスを受けられる環境を整えたい。さらに、日常生活に関する支援として、通院の送迎や買い物の同行、生活必需品の購入、引っ越しのサポート等の支援を通じて、高齢者が安心して自立した生活を送るための支援を行う。加えて、保有資産の有効活用や処分に関する相談にも対応し、将来に対する不安の軽減を図りたいと考えている。

以上の取り組みを通じて、当法人は高齢者の尊厳ある生活を支え、地域社会の福祉の向上に寄与することを目指すものである。

今後、公益性と公平性を保ちながら事業を継続していくためには、行政、社協、企業、NPO 等と協働し法人として運営することが不可欠であると考えます。我々が考える事業は利潤を追求することを目的としていないことから、法人形態は NPO 法人がふさわしいと考え、このたび、法人格取得の申請を行うこととした。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

現在、全国的に高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、豊中市においても身寄りがない方や、ご家族・親戚がおられても日常的につながりが稀薄で困りごとを頼みにくい環境に置かれている方が多くおられる。そうした状況を受け、令和6年4月頃から、医療・福祉・介護・居住（住宅）・見守りを広くカバーする活動の準備を進めてきた。今後、豊中市やこの理念を共有する団体・企業等と連携し、高齢者の福祉の向上を目的とする活動を組織として行っていきたいという思いから、この度、NPO 法人の設立を思い立った。

令和6年4月	医療・福祉・介護・居住（住宅）・見守りを広くカバーする活動の勉強会開催
令和7年1月	豊中市と包括連携協定を結ぶ企業と勉強会開催
令和7年3月	NPO 法人設立のための事前検討
令和7年4月	発起人会開催
令和7年4月	設立総会開催

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

NP0 法人 ふらっとサポートとよなか

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、主として高齢者を対象とした住まいに関する相談支援を実施すると共に、権利擁護、日常生活、保有資産の利活用等に関する相談支援を実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 高齢者の医療・福祉・住宅（居住）・見守りに関する相談支援事業

【内 容】 医療や介護サービスが必要な高齢者に対して、これらのサービス提供ができる施設等を探し情報提供を行う。健康状態や、現在受けている医療サービスに関する相談に対し、解決の手助けとなるサービス内容や方法等の情報提供を行う。

【実施場所】 豊中市内の対象者の自宅等

【実施日時】 年4回から12回

【事業の対象者】 支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民

【収 益】 0千円

【費 用】 985千円（給料手当 480千円 法定福利費 143千円
福利厚生費 10千円 交通費 60千円 通信費 36千円
チラシ代 36千円 事務用品費 60千円 雑費 160千円）

(2) 高齢者の権利擁護に関する相談支援事業

【内 容】 身元保証人として、医療・介護施設へ入院（入所）する際の連帯保証や入院（入所）・退院（退所）時の手続きに関する相談支援を行う。また、死亡又は退去時の身柄の引取りや、医療同意、緊急連絡先の指定の受託を行う。

【実施場所】 豊中市内の対象者の自宅等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民

【収 益】 0千円

【費 用】 1149千円（給料手当 480千円 法定福利費 143千円
福利厚生費 10千円 交通費 120千円 通信費 140千円
チラシ代 36千円 事務用品費 60千円 雑費 160千円）

(3) 高齢者の日常生活に関する相談支援事業

【内 容】 通院の送迎・付添い、買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入日用品や家具の処分に関する相談支援活動
病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分、介護保険等のサービス受給手続の代行等に関する相談支援活動

【実施場所】 豊中市内の対象者の自宅等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民

【収 益】 0千円

【費 用】 1149千円（給料手当 480千円 法定福利費 143千円
福利厚生費 10千円 交通費 120千円 通信費 140千円
チラシ代 36千円 事務用品費 60千円 雑費 160千円）

(4) 高齢者の保有資産の有効利活用及び処分に関する相談支援事業

【内 容】 不動産を中心とする、保有資産の有効利活用や遊休資産の処分に関する相談支援事業

【実施場所】	豊中市内の対象者の自宅等
【実施日時】	随時
【事業の対象者】	支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民
【収 益】	0千円
【費 用】	1 1 4 9千円 (給料手当 4 8 0千円 法定福利費 1 4 3千円 福利厚生費 1 0千円 交通費 1 2 0千円 通信費 1 4 0千円 チラシ代 3 6千円 事務用品費 6 0千円 雑費 1 6 0千円)

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO 法人 ふらっとサポートとよなか

I 事業の実施方針

初年度に引き続き、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、主として高齢者を対象とした住まいに関する相談支援を実施すると共に、権利擁護、日常生活、保有資産の利活用等に関する相談支援を実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 高齢者の医療・福祉・住宅（居住）・見守りに関する相談支援事業

【内 容】 医療や介護サービスが必要な高齢者に対して、これらのサービス提供ができる施設等を探し情報提供を行う。健康状態や、現在受けている医療サービスに関する相談に対し、解決の手助けとなるサービス内容や方法等の情報提供を行う。

【実施場所】 豊中市内の対象者の自宅等

【実施日時】 年4回から12回

【事業の対象者】 支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民

【収 益】 0千円

【費 用】 985千円（給料手当 480千円 法定福利費 143千円
福利厚生費 10千円 交通費 60千円 通信費 36千円
チラシ代 36千円 事務用品費 60千円 雑費 160千円）

(2) 高齢者の権利擁護に関する相談支援事業

【内 容】 身元保証人として、医療・介護施設へ入院（入所）する際の連帯保証や入院（入所）・退院（退所）時の手続きに関する相談支援を行う。また、死亡又は退去時の身柄の引取りや、医療同意、緊急連絡先の指定の受託を行う。

【実施場所】 豊中市内の対象者の自宅等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民

【収 益】 0千円

【費 用】 1149千円（給料手当 480千円 法定福利費 143千円
福利厚生費 10千円 交通費 120千円 通信費 140千円
チラシ代 36千円 事務用品費 60千円 雑費 160千円）

(3) 高齢者の日常生活に関する相談支援事業

【内 容】 通院の送迎・付添い、買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入日用品や家具の処分に関する相談支援活動

病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分、介護保険等のサービス受給手続の代行等に関する相談支援活動

【実施場所】 豊中市内の対象者の自宅等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民

【収 益】 0千円

【費 用】 1149千円（給料手当 480千円 法定福利費 143千円
福利厚生費 10千円 交通費 120千円 通信費 140千円
チラシ代 36千円 事務用品費 60千円 雑費 160千円）

(4) 高齢者の保有資産の有効利活用及び処分に関する相談支援事業

【内 容】 不動産を中心とする、保有資産の有効利活用や遊休資産の処分に関する相談支援活動

【実施場所】	豊中市内の対象者の自宅等
【実施日時】	随時
【事業の対象者】	支援に関心を有する高齢者又は高齢者と関わりのある豊中市民
【収 益】	0千円
【費 用】	1 1 4 9千円 (給料手当 4 8 0千円 法定福利費 1 4 3千円 福利厚生費 1 0千円 交通費 1 2 0千円 通信費 1 4 0千円 チラシ代 3 6千円 事務用品費 6 0千円 雑費 1 6 0千円)

初年度活動予算書

NPO法人ふらっとサポートとよなか
(単位：円)

成立の日から令和8年3月31日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
賛助会員受取会費(①1,000円×5社)	5,000	5,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000,000	10,000,000	
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
高齢者の医療・福祉・住宅(居住)・見守りに関する相談支援活動	0		
高齢者の権利擁護に関する相談支援活動	0		
高齢者の日常生活に関する相談支援活動	0		
高齢者の保有資産の有効利活用及び処分に関する相談支援事業	0		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			10,005,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,920,000		
法定福利費	572,000		
福利厚生費	40,000		
人件費計	2,532,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
交通費	420,000		
通信費	456,000		
賃借料	0		
消耗品費	0		
創作材料費	0		
飲料代	0		
チラシ代	144,000		
器具備品代	0		
事務用品費	240,000		
講師料	0		
雑費	640,000		
その他経費計	1,900,000		
事業費計		4,432,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	720,000		
法定福利費	350,000		
福利厚生費	18,000		
人件費計	1,088,000		
(2) その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	60,000		
その他経費計	120,000		
管理費計		1,208,000	
経常費用計			5,640,000
当期経常増減額			4,365,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			4,365,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			4,365,000

翌年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人ふらっとサポートとよなか
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
賛助会員受取会費(①1,000円×5社)	5,000	5,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000,000	10,000,000	
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
高齢者の医療・福祉・住宅(居住)・見守りに関する相談支援活動	0		
高齢者の権利擁護に関する相談支援活動	0		
高齢者の日常生活に関する相談支援活動	0		
高齢者の保有資産の有効利活用及び処分に関する相談支援事業	0		
その他の法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			10,005,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,920,000		
法定福利費	572,000		
福利厚生費	40,000		
人件費計	2,532,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
交通費	420,000		
通信費	456,000		
賃借料	0		
消耗品費	0		
創作材料費	0		
飲料代	0		
チラシ代	144,000		
器具備品代	0		
事務用品費	240,000		
講師料	0		
その他雑費	640,000		
その他経費計	1,900,000		
事業費計		4,432,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	720,000		
法定福利費	350,000		
福利厚生費	18,000		
人件費計	1,088,000		
(2) その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	60,000		
その他経費計	120,000		
管理費計		1,208,000	
経常費用計			5,640,000
当期経常増減額			4,365,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			4,365,000
前期繰越正味財産額			4,365,000
次期繰越正味財産額			8,730,000